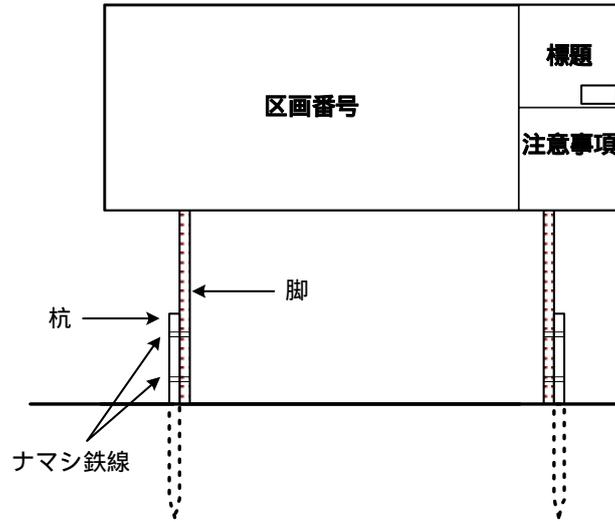


広島県知事選挙に係るポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務（東区）仕様書

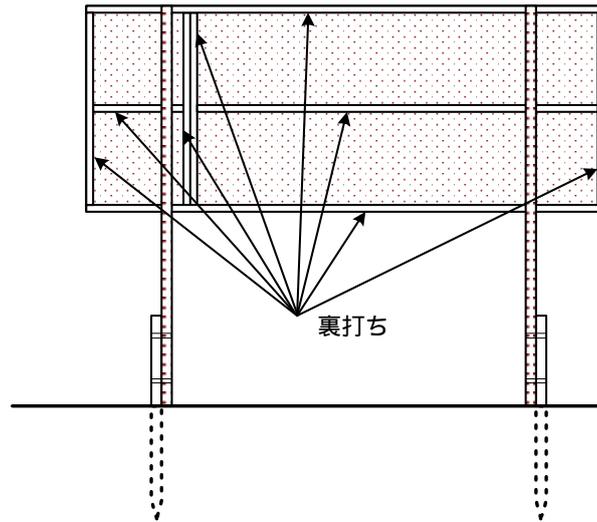
- 1 ポスター掲示場（以下、「掲示場」という。）の各部の名称は、別紙1のとおりとする。
- 2 掲示場の材質及び寸法等は、別紙2及び別添「ポスター掲示場の設計図」のとおりとする。
- 3 掲示場の数量は、別紙3のとおりとする。
- 4 掲示場の設置箇所及び掲示場の番号は、別添「ポスター掲示場設置場所一覧表」のとおりとする。ただし、設置開始までに設置箇所が変更されることもあり得るので、後記6の別紙5の1(3)のとおり、設置前に区選挙管理委員会事務局職員から設置場所について詳細な指示を受けること。
- 5 掲示板の印刷は、別紙4のとおりとする。
- 6 受注者の業務は、別紙5のとおりとする。
- 7 その他
この仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた場合には、広島市選挙管理委員会事務局と受注者が協議して定めるものとする。
- 8 添付書類
ポスター掲示場の設計図
ポスター掲示場設置場所一覧表

ポスター掲示場の各部の名称

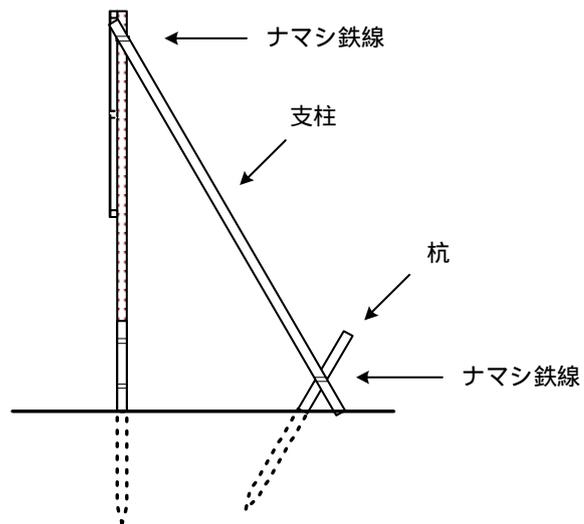
(正面図)



(裏面図)



(側面図)



ポスター掲示場の材質及び寸法等について

ポスター掲示場の材質及び寸法等は、別表のとおりとする。

【留意事項】

第1 掲示板について

- (1) 使用期間中は、風雨に耐えうるものであること。
- (2) 掲示板として再生パルプ耐水ボード（グリーンマーク表示品）を使用する場合は、当該品が上下左右の側面から浸水しないものであること。
- (3) 掲示板としてPET樹脂再生ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、当該品が難燃性を有すること。
- (4) 掲示板としてポリプロピレン樹脂ボード（エコマーク認定品）を使用する場合は、遮光性を有するものであること。
- (5) 押しピン又は両面テープのどちらでもポスターを掲示することができるものであること。

第2 釘及び針金について

1 掲示板と掲示板の裏打ちタルキをとめる場合

- (1) 25 mm以上の釘を約 200 mm間隔で使用する。
- (2) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れないように、次のような防止策を施すこと。
 - ① ユニクロボード釘を使用し、釘の頭を塗装する。
 - ② メッキ処理した釘を使用する。
- (3) 裏打ちタルキ（横）を掲示板の中央に取り付ける場合は、区画番号の上下の区切線上に釘を打つことができる位置とすること。
- (4) 掲示板が釘の頭を抜けて落下するおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

2 掲示板の裏打ちと脚のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本使用し、脚1本につき2箇所以上でとめること。
- (2) 釘は60 mm以上のスクリーュー釘を使用し、掲示板側から脚側に向けて打つこと。掲示板が落下するおそれがある場合は、その防止策を施すこと。
- (3) 掲示板の表面が釘の錆などで汚れるおそれがある場合は、メッキ処理したスクリーュー釘またはステンレススクリーュー釘を使用すること。
- (4) 掲示板の裏打ちと脚のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

3 掲示板の脚と支柱のタルキどうしをとめる場合

- (1) 接合箇所1箇所につき、釘を2本以上使用し、かつ、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) 釘は70 mm以上のものを使用すること。接合箇所が外れるおそれがある場合は、スクリーュー釘を使用すること。
- (3) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。
- (4) 掲示板の脚と支柱のタルキが外れるおそれのある場合は、その防止策を施すこと。

4 掲示板の脚と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 脚ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

5 掲示板の支柱と杭のタルキどうしをとめる場合

- (1) 支柱ごとに、ナマシ鉄線を二重に使用してとめること。
- (2) ナマシ鉄線は12番（2.6 mm）以上のものを使用すること。

- 6 接合には、釘の代わりにビスを使用してもよい。ただし、ビスの本数や接合箇所数は釘による場合と同じ数とし、接合部分が外れないよう釘を使用する場合と同等以上の強度を保つこと。また、錆による汚れ防止及び落下防止についても釘を使用する場合と同様の防止策を施すこと。
- 7 原則として上記1から6以外の方法による部材の接合は認めないが、これにより難しい場合は、受注者は、事前に区選挙管理委員会事務局に協議し、その承諾を得ること。

第3 掲示場の特別な設置方法について

1 掲示場をフェンスに直接とめる場合

- (1) 掲示場の脚ごとに、針金を使用して、2箇所以上でとめること。
- (2) 針金は14番(2.0mm)以上のビニールコーティングしたものを使用すること。
- (3) フェンスを傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

2 掲示場をガードレール等に直接とめる場合

- (1) 掲示場はガードレール等の裏面側(車道等の反対側)に設置し、掲示板がビームに隠されない高さとする。 (ただし、裏面側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているため設置スペースの確保が困難な場合や設置作業に転落等の危険を伴うなどの場合において、表面側に設置しても交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。)
- (2) 掲示場の脚ごとに、ナマン鉄線を二重に使用してとめること。
- (3) ナマン鉄線は12番(2.6mm)以上のものを使用すること。
- (4) ガードレール等を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

3 掲示場をブロック塀に直接とめる場合

- (1) 木枠などを使用する場合は、掲示場の脚ごとにとめること。
- (2) 針金を使用する場合は、掲示場をブロック塀の内側に引っ張ってとめること。なお、針金は14番(2.0mm)以上のものを使用すること。
- (3) ブロック塀を傷つけるおそれのある場合は、養生すること。

4 上記以外の方法により掲示場を設置する必要が生じた場合、受注者は、区選挙管理委員会事務局に報告し、その指示する方法により設置すること。

第4 2枚以上の掲示板の接合について(該当する場合のみ)

- (1) 2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、掲示場に向かって右側(標題部分のある側)に横幅の大きい再生ボードを使用すること。その際、上下の位置をそろえて接合し、双方の掲示板印刷面に隙間及び段差を生じさせないこと。
- (2) 掲示板の接合には、55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、3箇所以上でとめること。
- (3) 接合箇所が外れるおそれがある場合は、双方の掲示板の裏打ちタルキの上下部分に、掲示板の接合部分から左右の位置が均等になるようつなぎをあて、それぞれ55mm以上のビス又はステンレススクリュー釘を使用して、2箇所以上でとめること。

別表

(ポスター掲示場一箇所あたり)

区 分		広島県知事選挙 (8区画)			備 考
部 位	材 質	寸法等	数量		
1 掲示板	PET樹脂再生ボード (エコマーク認定品) 又は 再生パルプ耐水ボード (グリーンマーク表示品)	縦910mm 横1,820mm 厚3.0~4.0mm	1 枚	掲示板の印刷面は白色とすること。(2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ白色であること。)エコマーク認定品又はグリーンマーク表示品である旨の表示は、掲示板の表面又は裏面にすること。	
	又は ポリプロピレン樹脂ボード (エコマーク認定品) 又は 発注者が同等と認める リサイクル可能なもの	縦910mm 横455mm 厚3.0~4.0mm	1 枚		
2 脚	平タルキ	(太さ) 45mm×45mm (長さ) 1,770mm	2 本		
3 杭	〃	〃 900mm	4 本	長さは900~1,000mm可	
4 支柱	〃	〃 2,000mm	2 本		
5 裏打ち	縦・側	〃 30mm×30mm 850mm	4 本	太さは30mm×40mmも可 ただし、40mmの側を掲示板に接合すること。	
	横・側	〃 1,820mm	2 本		
		〃 455mm	2 本		
	横・中	〃 1,760mm	1 本		
		〃 395mm	1 本		
6 つなぎ	横・側	〃 200mm	2 本		

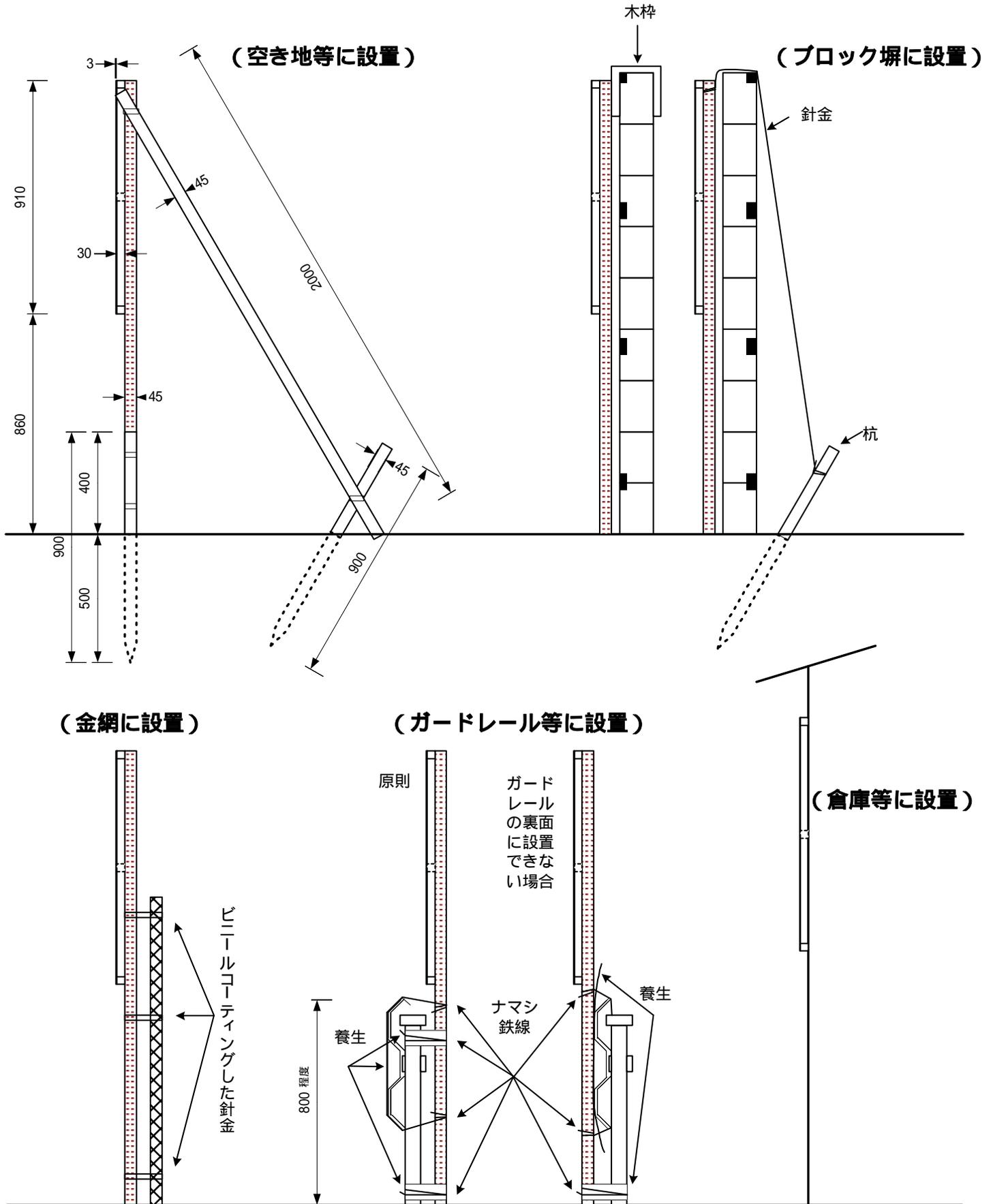
※ 6区画に2区画を追加する方式で設計し算出しているが、最初から8区画分として設計することも可【8区画の場合】

※ 別添「ポスター掲示場の設計図」を参照(設計図は標準の規格を記載している。)

ポスター掲示場の設計図

ポスター掲示場の設計図（側面図）

（単位 mm）



表示している設置方法は標準的なものである。
 掲示板の高さについては、掲示板が隠れないよう現況に合わせること。
 また、掲示場設置に当たっては、設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。

ポスター掲示場の数量

設置方法別の設置箇所は、設置時の状況等により、多少の変動があります。

(区全体の数は変わりません。)

区 分		設置箇所数	設置方法			
			①空き地等に設置し、支えが いる場合	②金網、ブロック塀等に設置し、支えが ない場合	②のうち、ガードレール等に設置するもの (内数)	③倉庫等の壁面等に直接取り付ける場合
		箇所	箇所	箇所		箇所
東区	県知事選挙	158	22	136	24	0

ポスター掲示場設置場所一覧表

広島県知事選挙

ポスター掲示場設置場所報告

広島市東区

投票区名	設置場所			設置数	
温品第一	1	温品三丁目25番 長伝寺公園入口横フェンス	2	温品七丁目11番 温品小学校バス停横ガードパイプ	8
	4	温品七丁目4番 安部電業向かいガードパイプ	5	温品七丁目8番 温品小学校正門横石垣	
	7	温品三丁目5番 第一神前橋横ガードレール	8	温品二丁目4番 金碓橋横ガードレール	
温品第二	9	温品五丁目6番 温品ロバス停前遊園地フェンス	10	温品四丁目22番 温品給油所横フェンス	5
	12	温品五丁目1番 下温品バス停横フェンス	13	温品一丁目7番 市道分かれ三叉路ガードフェンス	
上温品	15	上温品一丁目24番 温品福祉センター前石垣	16	上温品一丁目22番 上温品第四公園入口フェンス	7
	19	上温品一丁目7番 ファナック(株)広島支店前ガードパイプ	22	上温品四丁目24番 上温品第二公園入口横フェンス	
	25	温品町(菰口) 東消防団菰口車庫前ガードレール			
馬木第一	27	馬木一丁目 下条バス停横フェンス	28	馬木二丁目 (有)ビルドウェザー向かいガードパイプ	8
	30	馬木二丁目 馬木第一公園西側入口横植込み	31	馬木三丁目2番 新直助橋横ガードレール	
	33	馬木三丁目5番 (株)西岡工業南側ガードレール	34	馬木五丁目 馬木第五公園入口左側フェンス	
馬木第二	35	馬木六丁目 登石バス停北側防火水槽前フェンス	36	馬木六丁目 誠和馬木ハイツ入口北側ガードレール	7
	38	馬木七丁目 馬木料金所前バス停横ガードパイプ	39	馬木八丁目 金森雅彦宅南側駐車場横ガードレール	
	41	馬木九丁目1番 福木幼稚園南側角ガードレール			
福田	42	福田二丁目 記念碑前バス停横ガードパイプ	43	福田二丁目 広島東インター西信号機下ガードパイプ	9
	45	福田四丁目 福田公民館前フェンス	46	福田七丁目32番 大和台第一公園入口横フェンス	
	48	福田四丁目 大平バス停南側ガードパイプ	49	福田八丁目2番 森山宅前フェンス	
戸坂第一	51	戸坂桜上町7番 桜ヶ丘公園北側フェンス	52	戸坂中町3番 戸坂小学校バス停前ガードレール	7
	54	戸坂出江二丁目1番 戸坂小学校裏門横ブロック上段フェンス	56	戸坂くるめ木二丁目5番 フジ戸坂店駐車場前フェンス	
	58	戸坂くるめ木一丁目6番 くるめ木一丁目信号下ガードレール			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市東区

投票区名	設置場所			設置数	
戸坂第二	59	戸坂新町一丁目1番 市営アパート7号館東側ガードパイプ	60	戸坂新町二丁目44番 市営アパート13号館前フェンス	10
	62	中山新町二丁目8番 東浄小学校グランド入口横ガードレール	63	戸坂新町二丁目16番 東浄第二公園入口横フェンス	
	65	中山上二丁目19番 中山上第二公園前ガードパイプ	66	戸坂新町一丁目6番 流谷池横フェンス	
	68	中山上二丁目7番 中山台団地入口ガードレール			
戸坂第三	69	戸坂南一丁目 百田団地入口緑地帯植込み	70	戸坂南一丁目1番 市営アパート11号館前フェンス	8
	72	戸坂南一丁目2番 戸坂福祉センター入口横ガードフェンス	73	戸坂南一丁目13番 戸坂南集会所横ブロック壁	
	75	戸坂南二丁目8番 第一病院入口横ガードパイプ	76	戸坂数甲一丁目1番 福本宅前フェンス	
戸坂第四	55	戸坂千足二丁目10番 戸坂保育園東側植込み	77	戸坂千足二丁目1番 県立広島中央特別支援学校正門横フェンス	7
	79	戸坂惣田一丁目11番 河野運送横ガードフェンス	80	戸坂山根二丁目1番 戸坂山根第二公園北側ガードレール	
	82	戸坂千足一丁目3番 戸坂千足公園横フェンス			
中山第一	14	中山東二丁目2番 ヴィラセントラルA館横緑地	83	中山東一丁目2番 中山小学校南側フェンス	7
	85	中山鏡が丘9番 中山老人集会所入口横ブロック壁上フェンス	86	中山中町3番 中山保育園前バス停ガードパイプ	
	88	中山上一丁目7番 中山上第四公園東側フェンス			
中山第二	89	中山南一丁目1番 高天原墓園入口東側ブロック塀上フェンス	90	中山南一丁目5番 中山福祉センター前フェンス	6
	92	中山南一丁目7番 中山南第四公園西側フェンス	93	中山西二丁目14番 中山西第一公園入口横フェンス	
牛田第一	95	牛田南一丁目8番 饒津裏バス停横フェンス	96	牛田南二丁目 牛田南バス停横ガードパイプ	8
	98	牛田中二丁目7番34号 あやめ幼稚園北側植込み	99	牛田東二丁目3番 牛田東二丁目3番ガードレール	
	101	牛田中二丁目3番 牛田公園南側鉄柵	102	牛田東一丁目14番 牛田東第一公園東側石垣	

ポスター掲示場設置場所報告

広島市東区

投票区名	設置場所				設置数
牛田第二	103	牛田本町四丁目9番 コスモ石油セルフステーション牛田正面 植込み	104	牛田旭一丁目14番 牛田小学校正門横フェンス	8
	106	牛田本町一丁目 神田橋バス停横ガードパイプ	107	牛田本町四丁目 牛田大橋バス停横ガードパイプ	
	109	牛田本町一丁目10番 牛田本町第一公園東側フェンス	110	牛田本町六丁目 工兵橋バス停横フェンス	
牛田第三	111	牛田新町一丁目8番 水道局牛田浄水場入口横フェンス	112	牛田新町一丁目5番 神田山荘口信号機下ガードレール	8
	114	牛田新町一丁目8番 牛田公民館前植込み	115	牛田新町三丁目 ピュアークック牛田店前石垣	
	117	牛田新町四丁目 くるめ木一丁目信号機下フェンス	118	牛田新町四丁目13番 牛田新町第二公園西側石垣	
牛田第四	119	牛田東四丁目13番 女学院大学正門横芝生内フェンス	120	牛田早稲田三丁目2番 財務局宿舎前公園入口横フェンス	7
	123	牛田早稲田四丁目4番 市営住宅5号館前フェンス	124	牛田東四丁目19番 早稲田公民館入口横フェンス	
	126	牛田東二丁目17番 牛田早稲田第二公園北側植込み			
二葉	127	上大須賀町1番 広成建設駐車場フェンス	128	二葉の里二丁目6番 饒津バス停横フェンス	7
	130	二葉の里三丁目4番 山本宅向い緑道	131	光が丘16番 光が丘山根公園南側フェンス	
	133	二葉の里一丁目7番 二葉の里公園北側フェンス			
愛宕	134	東蟹屋町9番38号 東区役所前植込み	135	愛宕町7番 ちびっこ広場南側フェンス	7
	137	若草町10番25号 若草集会所南側フェンス	138	若草町10番25号 若草集会所北側フェンス	
	140	東蟹屋町18番 フローレンス南側ガードレール			

ポスター掲示場設置場所報告

広島市東区

投票区名	設置場所			設置数			
尾長第一	141	尾長東一丁目14番10号 東地域交流センター東側植込み	142	尾長東二丁目12番 岩崎病院西側市道ガードレール	8		
	144	曙二丁目4番 尾長公園東側入口横フェンス	145	曙一丁目7番 広島電鉄(株)曙営業所前フェンス		146	曙二丁目4番 尾長公園西側入口横ブロック塀フェンス 東山町1番 加藤宅前フェンス
	147	山根町21番 尾長小学校東門横植込み	148	山根町21番 尾長小学校南門横フェンス			
尾長第二	149	光町二丁目15番 二葉中学校正門横植込み	150	光町二丁目15番 未来都市創造財団文化財課入口横フェンス	151	山根町17番 山根町第二公園東側ガードパイプ	8
	152	光町二丁目11番 光町公園南側コンクリート塀	153	光町二丁目12番 東消防署東側植込み	154	光町二丁目1番 広島市心身障害者福祉センター北側植込み	
	155	光町二丁目1番 広島市心身障害者福祉センター南側植込み	156	光町二丁目15番 二葉中学校北西側植込み			
矢賀	157	矢賀二丁目8番 矢賀集会所南側フェンス	158	矢賀二丁目10番 矢賀小学校正門横ブロック塀	159	矢賀五丁目1番 JR矢賀駅前フェンス	8
	160	矢賀二丁目10番 矢賀第一公園東側植込み	161	矢賀一丁目9番 ちびっこ広場北側フェンス	162	矢賀一丁目5番 矢賀第3踏切北側ガードレール	
	163	矢賀新町四丁目3番 矢賀新町公園北西角植込み	164	東山町15番 東山第一公園前ガードパイプ			
計 21投票区						計 158	

広島県知事選挙 ポスター掲示場の印刷 (東区)

区画番号欄

7	5	3	1	<p>令和7年11月9日執行</p> <p>広島県知事選挙 ポスター掲示場</p> <p>広島市東区選挙管理委員会</p> <p>掲示場の維持管理に 関するお問い合わせ先 <input type="text"/></p> <p>(082) 568-7704</p>	<p>標 題 欄</p> <p>ポスター 掲示場の 番号欄</p>
8	6	4	2	<p>注意事項</p> <p>○ポスターは、立候補の届出の順 位と同じ番号の表示してある区 画にはってください。</p> <p>○この掲示場は、広島県知事選挙 の候補者以外の方は使用できま せん。</p> <p>○掲示場をこわしたり、ポスター をやぶったりすると罰せられま す。</p> <p>9 <input type="text"/></p>	<p>注 意 事 項 欄</p> <p>グリーンマーク 又はエコマーク (表面に印刷 する場合)</p>

- 第1 印刷色
緑色（2枚以上のボードを継ぎ足す場合は、それらが同じ緑色であること。）
- 第2 文字種
ゴシック文字による横書きで、標題欄、注意事項欄及び区画番号欄を印刷すること。
標題欄、注意事項欄及び区画番号欄の文字の大きさは、区画の大きさとのバランスを考慮すること。
区画番号欄の番号は、算用数字を用い、数字の大きさは、縦100mm、横80mm、文字幅15mmとすること。
なお、線幅は8mmとすること。
- 第3 その他
印刷部分の月日に変更が生じた場合は、広島市選挙管理委員会の指示に従うこと。
グリーンマーク又はエコマークを表面に表示する場合は、注意事項欄の右下に表示することとし、大きさは幅50mmとすること。

受注者の業務について

受注者の業務は、次のとおりとする。

1 掲示場設置前

- (1) 受注者は、契約後、直ちに担当者の氏名、職名及び連絡先を広島市選挙管理委員会事務局（以下「市選管」という。）及び区選挙管理委員会事務局（以下「区選管」という。）に文書で報告すること。
- (2) 受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに「着手届」を市選管に提出すること。
- (3) 掲示場の設置場所等について、設置前に、区選管から「位置図」、「ポスター掲示場設置場所一覧表」及び「ポスター掲示場設置場所付近見取図」を受領するとともに、区選管職員から設置場所及び施行方法等について詳細な指示を受けること。
- (4) 掲示場の設置及び維持管理に従事する者のうち一人は作業責任者（会社社員）とし、作業員の指揮監督を行うこと。
なお、受注者は、契約後、市選管が別途指示する日までに、作業責任者及び主な作業員の住所、氏名、職名及び電話番号を、市選管及び区選管に「作業責任者及び作業員名簿の提出について」により報告すること。
- (5) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、**受託業務実施計画書**を作成し、市選管及び区選管に各1部提出すること。
- (6) 受注者は、市選管が別途指示する日までに、印刷の版下原稿等（原寸大）を市選管に持参し、市選管職員の指示を受けること。なお、校正は責任校正とする。
- (7) 受注者は、設置前に、掲示板、タルキ等部材一組を区選管に持参し、区選管職員の確認を受けること。その場合手直し等も考えられることから、日程的に余裕を持って確認を受けること。

2 掲示場の設置

- (1) 掲示場は、令和7年10月6日（月）以後設置を開始し、令和7年10月17日（金）までに設置を完了すること。なお、設置開始については、事前に市選管及び区選管に電話連絡し、確認を受けること。
- (2) 設置にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の設置開始日から設置完了日までの間、設置が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場設置完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、補修、移動等の指示があった場合は、区選管が指定する期間内に補修等を行った上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (5) 設置にあたっては次の点に注意するとともに、設置方法等に疑義が生じたときは、直ちに区選管職員の指示を求めること。
 - ① 掲示場設置場所の農作物、樹木、道路施設、器物等をき損しないこと。
 - ② 設置した掲示場が、歩行者や車両の通行・視界の妨げになっていないこと。
 - ③ ガードレール等へ設置する場合、ガードレール等の裏面側（ガードレールより路肩側）に設置することを原則とする。その際、ガードレール等で掲示板が隠れないよう掲示場の高さを調整すること。なお、裏面側では設置スペースの確保や固定が困難な場合、設置作業に転落の危険を伴う場合（路肩側が急勾配の法面や河川・水路敷等になっているなど）等で交通の支障にならないときは、表面側に設置することも可とする。
 - ④ 掲示場を坂道や窪地等に設置する場合、掲示場の脚を切る又は継ぎ足すなどして、掲示場を

水平にするとともに掲示板の位置を適当な高さ（目線の高さ）にすること。

- (6) 標題中の番号欄には、掲示場の番号を油性の黒マジックにより記入すること。
- (7) 受注者は、掲示場の設置完了後「**設置届**」を区選管を経由して市選管に提出すること。また、区選管には、掲示場設置後の掲示場の写真（掲示場の番号順に並べた写真台帳、又は掲示場の番号をファイル名に付した画像データ）を添付して提出すること。

3 掲示場の維持管理

- (1) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が原因で第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うこと。
- (2) 受注者は、掲示場の設置開始から掲示場の撤去完了までの期間内に、掲示場が風雨やいたずらなどにより破損したときは、直ちに補修すること。

4 掲示場の撤去

- (1) 掲示場は、令和7年11月10日（月）から撤去を開始し、令和7年11月14日（金）までに撤去を完了すること。ただし、無投票となった場合は、令和7年10月24日（金）から撤去を開始し、令和7年10月30日（木）までに撤去を完了すること。
- (2) 撤去にあたっては道路交通法等の法令を遵守するとともに、交通誘導警備等を行う者を配置し、交通安全の確保に努めること。
- (3) 掲示場の撤去開始日から撤去完了日までの間、撤去が終了した掲示場の番号を区選管にファクス等により毎日報告すること。
- (4) 掲示場の撤去にあたっては、番線、釘、針金などの切れ端も確実に回収すること。
- (5) 掲示場の候補者のポスター等は、有権者の目にふれることのないよう処理すること。
- (6) 掲示場撤去完了後、区選管職員の確認を受けること。この際、掲示場の撤去、設置場所の原状復旧等について指示があった場合は、その内容に従い撤去等をやり直した上で、区選管職員に再度確認を受けること。
- (7) 業務の施行により生じた廃材等は、受注者の負担により、関係法令を遵守して適正に処分すること。ただし、市又は区の選挙管理委員会事務局職員が指示する物件については、別途指定する箇所に保管すること。
- (8) 受注者は、当掲示場の撤去完了後速やかに「**撤去届**」を、区選管を経由して市選管に提出すること。

5 ポスター掲示板のリサイクル

- (1) 使用後の掲示板については、リサイクル処理をすること。
- (2) リサイクルがされたことが確認できる証明書等を「**完了届**」に添付して市選管に提出すること。

6 その他

- (1) 受注者は、掲示場設置時等に、市選管職員又は区選管職員の指示により、粗品を配布すること。
- (2) 本業務は、広島県知事選挙が11月9日に執行されることを想定したものであるため、選挙期日の変更が生じた場合は、市選管職員に業務スケジュールを協議の上対応すること。
- (3) 本業務を受託した区において補欠選挙が行われることとなった場合には、市選管と受注者で協議の上、変更契約を締結し、当該補欠選挙のポスター掲示場の作製、設置及び撤去業務を行うこと。
- (4) 上記1～5の業務について疑義が生じた場合又はこれにより難い事由が生じた場合、受注者は、事前に市選管及び該当の区選管の指示を仰ぎ又は協議の上対応すること。